

がんプロフェッショナル養成プランの経緯と展望

文部科学省医学教育課・渡部 廉弘

1 取組状況

がんは、昭和 56 年以来わが国の死因第 1 位の疾患となっており、これまで政府のがん対策として、「対がん 10 カ年総合戦略（昭和 59 年）」、「がん克服新 10 カ年戦略（平成 6 年）」及び「第 3 次対がん 10 カ年戦略（平成 16 年）」を策定し取り組んできました。

しかし、がんは依然として国民の生命および健康に重要な課題となっている現状にかんがみ、平成 18 年 6 月には「がん対策基本法（法律第 98 号）」が成立し、また平成 19 年 6 月には同法に基づき「がん対策推進基本計画（閣議決定）」が策定されたところです。

これらを踏まえ文部科学省では、平成 19 年度より大学と大学病院が連携して、優れたがん専門家を養成するための横断的な教育プログラムを構築する「がんプロフェッショナル養成プラン」を実施しております。

これは、がん医療の担い手となる高度な知識・技術を持つがん専門医師及びコメディカル（薬剤師、看護師及び診療放射線技師など）等、がんに特化した医療人の養成を行うための大学の取組の支援を行うものです。

現在、当プランにおいて 18 拠点を選定（参画 92 大学）し、がん医療に携わる医師等の養成が行われており、平成 20 年度の養成受入（予定）数は、がんを専門とする医師が 344 人、がんを専門とするコメディカルが 281 人（うち専門薬剤師等が 97 人程度）となっています。（平成 20 年 6 月現在）

2 今後の展望

「がん対策推進基本計画」においては、①大学におけるがん診療に関する教育を専門的に行う教育組織の設置等の環境整備、②緩和ケアに関する大学の卒前教育の充実、などの具体的な課題が掲げられており、それらについて、本プランを通して各大学の取組を支援するなど積極的な対応を図り、がん医療に関する質の高い人材養成推進体制のさらなる充実を行いたいと思います。

最後に、本プランの実施を通じてがん専門薬剤師等の養成について各大学の意欲的な取組の充実と全国的な拡がりにより、全国どこでも最適ながん医療が受けられ、がん治癒率、がん患者の QOL 等の向上が図られることを期待します。